

京 都 大 学 高 等 研 究 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第50条の2第2項</u>の規定に基づき、京都大学高等研究院（以下「研究院」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(研究拠点)</p> <p>第6条 研究院に、研究拠点を置くことができる。</p> <p><u>2 前項</u>の組織に関し必要な事項は、協議会の議を経て、研究院長が定める。</p> <p>(特別教授)</p> <p>第7条 総長は、<u>研究院の教員</u>のうち、国際的に極めて顕著な功績等があり、本学の研究教育の発展に貢献すると認められる者を、特別教授に任命することができる。</p> <p>2 特別教授に関し必要な事項は、研究担当の理事が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第50条第3項</u>の規定に基づき、京都大学高等研究院（以下「研究院」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>(研究拠点等)</p> <p>第6条 研究院に<u>置く研究拠点は、以下に掲げるとおりとする。</u>  <u>物質—細胞統合システム拠点</u>  <u>2 前項に定めるもののほか、研究院に、連携研究拠点を置くことができる。</u>  <u>3 前2項</u>の組織に関し必要な事項は、協議会の議を経て、研究院長が定める。</p> <p>(特別教授)</p> <p>第7条 総長は、<u>本学の教員</u>のうち、国際的に極めて顕著な功績等があり、本学の研究教育の発展に貢献すると認められる者を、特別教授に任命することができる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。                  2 京都大学物質—細胞統合システム拠点規程（平成19年達示第54号）は、廃止する。</p>